

## 目 次

規 則	ページ
4 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
5 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
17 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	4

## 規 則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和 3 年 12 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

- (1) 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 4 号)
- (2) 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 5 号)

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 4 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 2 条の 2 関係） 1～7（略） 8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく憎悪させる業務に従事したため生じた狭心症、 <u>心筋梗塞</u> 、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、 <u>重篤な心不全</u> 、 <u>肺塞栓症</u> 、 <u>大動脈解離</u> 、くも膜下出血、脳出血、 <u>脳梗塞</u> 又は高血圧性脳症及びこれらに付随	別表第 1（第 2 条の 2 関係） 1～7（略） 8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく憎悪させる業務に従事したため生じた狭心症、 <u>心筋こうそく</u> 、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、 <u>肺そく栓症</u> 、 <u>大動脈りゅう破裂</u> （ <u>解離性大動脈りゅう</u> を含む。）、くも膜下出血、脳出血、 <u>脳血栓症</u> 、 <u>脳</u>

する疾病

9・10 (略)

別記様式非第 17 号

(略)

[注意事項]

1 (略)

2 この補償は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けたときは、その限度で年金が支払われないこととなりますので、詳細は新潟県市町村総合事務組合にお問合わせください。

3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を新潟県市町村総合事務組合に届け出てください。

(1)～(7) (略)

4・5 (略)

6 この証書を亡失したり、著しく損傷したときは再交付を新潟県市町村総合事務組合に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合はこの証書と引換えに新しい証書を交付します。

7～9 (略)

そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9・10 (略)

別記様式非第 17 号

(略)

[注意事項]

1 (略)

2 この補償は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月に、それぞれの前月までの分を支払います。なお、損害補償を受けたときは、その限度で年金が支払われないこととなりますので、詳細は新潟県市町村総合事務組合にお問合わせください。

3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を総合事務組合に届け出てください。

(1)～(7) (略)

4・5 (略)

6 この請求書を亡失したり、著しく損傷したときは再交付を総合事務組合に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合はこの証書と引換えに新しい証書を交付します。

7～9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、令和 3 年 9 月 15 日から適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第5号

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県交通災害共済条例施行規則（平成16年規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前											
<p>別表（第8条関係） 交通災害を証明する書類</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="172 454 778 613">(1) (略)</td></tr><tr><td data-bbox="172 645 778 689"><u>(2)</u> (略)</td></tr><tr><td data-bbox="172 698 778 743"><u>(3)</u> (略)</td></tr><tr><td data-bbox="172 752 778 797"><u>(4)</u> (略)</td></tr><tr><td data-bbox="172 806 778 851"><u>(5)</u> (略)</td></tr></table>	(1) (略)	<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)	<p>別表（第8条関係） 交通災害を証明する書類</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="821 454 1428 499">(1) (略)</td></tr><tr><td data-bbox="821 508 1428 642"><u>(2)</u> 前号により届け出たが、刑事事件として 処理された場合 警察署長が発行する検 視済証明書（別記第6号様式）</td></tr><tr><td data-bbox="821 651 1428 696"><u>(3)</u> (略)</td></tr><tr><td data-bbox="821 705 1428 750"><u>(4)</u> (略)</td></tr><tr><td data-bbox="821 759 1428 804"><u>(5)</u> (略)</td></tr><tr><td data-bbox="821 813 1428 857"><u>(6)</u> (略)</td></tr></table>	(1) (略)	<u>(2)</u> 前号により届け出たが、刑事事件として 処理された場合 警察署長が発行する検 視済証明書（別記第6号様式）	<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
(1) (略)												
<u>(2)</u> (略)												
<u>(3)</u> (略)												
<u>(4)</u> (略)												
<u>(5)</u> (略)												
(1) (略)												
<u>(2)</u> 前号により届け出たが、刑事事件として 処理された場合 警察署長が発行する検 視済証明書（別記第6号様式）												
<u>(3)</u> (略)												
<u>(4)</u> (略)												
<u>(5)</u> (略)												
<u>(6)</u> (略)												

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合告示第 17 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、新潟市事務所の項中三条信用金庫に係る変更については令和 3 年 11 月 5 日から、新潟市事務所の項中越後中央農業協同組合に係る変更及び燕市事務所に係る変更については令和 3 年 11 月 13 日から実施した。

令和 3 年 12 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店 (略)			(1) 総括店 (略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の 名称、位 置 〔収納店 で収納し た会費の 取りまと め事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の 名称、位 置 〔収納店 で収納し た会費の 取りまと め事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
新潟市事務 所	(略)	(略) 三条信用金庫 新潟支店 " 小針支店 (略) 越後中央農業協同組合 本 店 " こしわ支店 " 岩室支店 " 黒埼支店  " 中央支店 (略)	新潟市事務 所	(略)	(略) 三条信用金庫 新潟支店 " <u>鳥屋野支店</u> " 小針支店 (略) 越後中央農業協同組合 本 店 " <u>巻支店</u> " 小針支店 " 岩室支店 " 黒埼支店 " <u>鳥原支店</u> " <u>味方支店</u> " 中央支店 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
燕市事務所	(略)	(略) " 燕支店	燕市事務所	(略)	(略) " 燕支店 " <u>北支店</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。